

インターンシップ促進学生支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域創生総合支援事業（県戦略事業（地域経営分））補助金交付要綱第13条の規定に基づき、インターンシップ促進学生支援事業助成金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者及び要件)

第2条 助成金の交付を申請できる者（以下「助成対象者」という。）は、福島県外に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、高等専門学校又は、専修学校（以下「大学等」という。）に在籍する学生で、次のいずれにも該当する県外に居住する個人とする。

- (1) 白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村に所在する事業所又は工場においてインターンシップを行う者であること。
- (2) インターンシップの実施について、在籍する大学等の推薦を受けている者であること。

(助成金の額)

第3条 助成金は、交通費助成分と宿泊費助成分（インターンシップ実施に伴って必要な宿泊に限る。）として別表に掲げる金額とし、合算した額の5万円を上限とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、インターンシップ促進学生支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、インターンシップを実施する日から起算して、10日前までに福島県県南地方振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。ただし、局長が要件を満たしていると認めたものについては、この限りではない。

- (1) 福島県県南地方企業へのインターンシップ推薦書（様式第2号）
- (2) インターンシップ行程表（任意様式）
- (3) 県外に居住していることが証明できる下記のいずれかの書類
 - ア 住民票の写し
 - イ 居住証明書（様式第3号）
 - ウ 申請日より2か月以内に発行された公共料金の請求書等の写し
- (4) 宿泊費助成分を申請する場合、宿泊費（食費を除く）の金額が確認できる書類
- (5) 債権者登録事項に関する書類（様式第4号）
- (6) インターンシップ先の企業概要及び、インターンシップを実施する事業所又は工場の所在地が確認できる書類

(交付の決定及び通知)

第5条 局長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、助成金の交付の可否について助成金交付・不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 局長は、交付決定の際に、交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対して条件を付すことができる。

（債権譲渡の禁止）

第6条 交付決定者は、助成の対象となる事業（以下「助成事業」という。）によって生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

（申請の取下げ）

第7条 交付決定者が交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、助成金の交付申請を取り下げようとするときは、助成金の交付決定の通知を受理した日から起算して7日以内に、局長に助成金交付申請取下げ書（様式第6号）を提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定は、なかったものとみなす。

（助成事業の遂行）

第8条 交付決定者は、助成金の交付の決定の内容（次条に基づく承認をした場合は、その承認された内容。以下同じ。）及びこれに付された条件その他この要綱に基づく局長の処分に従い、善良な注意をもって助成事業を行わなければならない。助成金を他の用途に使用してはならない。

（計画の変更の承認）

第9条 交付決定者は、助成事業の内容及び経費の変更をしようとするときは、あらかじめ計画変更承認申請書（様式第7号）を局長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、助成金交付決定額に変更が生じない内容の変更については、この限りではない。

（助成事業の中止又は廃止）

第10条 交付決定者は、助成事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ助成事業中止（廃止）承認申請書（様式第8号）を局長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、インターンシップが終了した日から起算して30日を経過した日又は助成金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、インターンシップ促進学生支援事業助成金実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。

- （1）宿泊費相当額を申請する場合、宿泊に係る領収書の写し（食事代を除く。）
- （2）インターンシップを実施した写真（インターンシップを実施している場所が確認できるもの。）
- （3）インターンシップ終了証明書（様式第10号）

（助成金の額の確定等）

第12条 局長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書の書類の審査を行い、助成金の交付の決定及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調

査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（様式第11号）により交付決定者に通知するものとする。

（助成金の交付の請求）

第13条 交付決定者は、前条の規定による助成金額の確定の通知を受けたときは、速やかにインターンシップ促進学生支援事業助成金請求書（様式第12号）を局長に提出するものとする。

（交付の取消等）

第14条 局長は助成金の交付を受けた者が次の各号の一に該当するときは、助成金の交付決定の取り消し若しくは減額し、又は全部若しくは一部を期限を定めて返還を命ずることがある。

- （1）助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （2）助成事業の変更若しくは中止又は事業の遂行の見込みがないとき。
- （3）その他この要綱に反したとき。

（関係書類の整備等）

第15条 助成金の交付を受けた者は、助成事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、助成事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して、5年間保存しなければならない。

（所掌）

第16条 この要綱に関する事務は、県南地方振興局において所掌する。

（その他必要な事項）

第17条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月10日から施行する。

別表（第3条関係）

1 交通費助成分

居 住 地	助 成 金	
	中小企業	中小企業以外
石川県、滋賀県、兵庫県、大阪府、奈良県	20,000円	15,000円
富山県、京都府	19,000円	14,000円
北海道、岐阜県、愛知県、三重県	17,000円	13,000円
秋田県、新潟県	16,000円	12,000円
青森県、岩手県、長野県、静岡県	12,000円	9,000円
群馬県、山梨県	9,000円	7,000円
宮城県、山形県、千葉県、東京都、神奈川県	7,000円	5,000円
茨城県、埼玉県	6,000円	4,000円
栃木県	3,000円	2,000円
上記以外	21,000円	16,000円

※中小企業とは、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者をいう。

2 宿泊費助成分

対象となる宿泊費	助 成 金
インターンシップ実施に伴って必要となる宿泊費（食事代を除く）。	対象となる宿泊費の1/2（千円未満切り捨て）。一泊当たり、5,000円を限度とする。